

一般社団法人展示映像総合アーカイブセンター サポーター法人会員規約

第1章 総則

第1条 (目的)

本規約は、「一般社団法人展示映像総合アーカイブセンター」（以下「本法人」）の法人会員としての権利、役割、及び活動について規定することを目的とする。

第2条 (定義)

1. 「法人会員」とは、本法人に対して所定の年会費を支払い、本法人の活動を支援する法人、団体を指す。
2. 「年会費」とは、法人会員としての登録に必要な年会費（一口3万円以上）を指す。

第2章 会員資格

第3条 (会員資格)

1. 法人会員は、所定の年会費（一口3万円以上）を支払い、本法人の活動に賛同する法人または団体に限り入会することができる。
2. 法人会員は、年会費の支払い後、正式に会員として登録される。

第4条 (会員資格の確認)

法人会員の資格は、年会費の支払い確認後、本法人により承認される。会員としての登録が完了した時点で、会員資格を得る。

第3章 会員の権利と役割

第5条 (会員の権利)

1. 法人会員は、本法人が実施するイベント、展示、講演会等に参加する権利を有する。
2. 法人会員は、定期的に本法人から提供される活動報告書や情報を受け取る権利を有する。
3. 法人会員は、本法人の広報活動において、サポーターとして団体名が掲載される場合がある。
4. 法人会員は、本法人が提供する特典やサービス（例：上映会や特別講演の案内、配布資料など）を受けることができる。

第6条 (会員の役割)

1. 法人会員は、年会費を所定の方法で支払う。
2. 会員は、本法人の活動について、可能な範囲と方法で協力を求められることがある。

第4章 会員の退会・除名

第7条 (退会)

1. 法人会員は、自己の意思により、書面または電子的手段で本法人に通知することによって退会することができる。
2. 退会した法人会員は、退会后既に支払った年会費の返金を求めることはできない。

第8条 (除名)

1. 法人会員が本規約に違反した場合、または本法人の活動に対して不適切な行動を取った場合、理事会はその会員を除名することができる。
2. 除名処分を受けた法人会員には、事前に警告を行い、改善の機会が与えられる。

第5章 年会費

第9条 (年会費)

1. 法人会員は、1口3万円以上の年会費を支払うことが必要である。年会費の額や支払い方法については、別途本法人が定める。
2. 年会費は、会員登録後の翌年度以降も毎年更新されるものとし、年会費の支払いは更新時に行われる。
3. 会員は、年会費の支払いを遅延した場合、その会員資格を一時停止または失効することがある。

第10条 (年会費の使用)

本法人は、法人会員からの年会費を、本法人の運営および活動目的に沿った運営に使用するものとする。

第6章 規約の改定

第11条 (規約の改定)

本規約は、必要に応じて変更されることがある。規約改定については、理事会の決議により行う。

第7章 その他

第12条 (免責事項)

本法人は、法人会員の活動に関連して発生した問題や事故について、故意または重過失がない限り一切の責任を負わない。

第13条 (準拠法)

本規約の解釈については、日本の法令に基づき行われるものとする。